

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和2年10月16日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年12月18日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
総合交通政策課	執行管理体制が適切でないものがある。	課内における事務の執行管理体制が不十分であったことを踏まえ、「事務執行チェックシート」による管理を徹底した。 また、担当職員以外に「業務管理者」や「業務総括者」が年間の事務手続と進捗状況を把握・確認するよう対応した。 併せて、業務引継ぎに関してもしっかりと対応するよう注意喚起を行った。
農村整備課	執行管理体制が適切でないものがある。	委託業務における「業務管理者」と「業務総括者」には異なる職員を設定し、確実に3人が業務内容をチェックする体制を構築した。 また、「事務処理チェックシート」を作成することとし、当該シートを複数の職員が所持し、組織的に業務の進捗を管理する体制を構築した。 加えて、契約書や請求書等の契約・支出事務に係る文書の受理に当たっては、担当が受理する前に、所属長が確認する手順を加え、確実に受理を確認する体制を構築した。
医療政策課	支出事務が適切でないものがある。	今後事業を実施する場合、事務担当者は請求書の受領時期を確認することとした。 また、「業務管理者」及び「業務総括者」が事務担当者に対して事務進捗状況を確認の上、支出時期も確認することとした。
義務教育課	補助金等の交付事務が適切でないものがある。	補助金事務執行チェックシートを業務総括者に提出することを徹底した。 また、補助金事務処理進捗状況管理の様式を作成し、処理の都度補助金担当者が入力し、進捗状況を業務総括者や経理担当など複数職員がチェックすることとした。 併せて、毎月の課内会議で、進捗状況管理の様式に入力をするよう周知を行うこととした。

障がい福祉課	<p>契約の締結又は履行が適切でないものがある。</p>	<p>新規事業・新規受注者など、過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたる実績がない相手方との契約を締結する場合は、契約締結前に必ず会計担当課に確認を行うこととした。</p> <p>加えて、条例・規則改正、補助金事務などに添付する「事務執行チェックシート」を新規受託者との契約締結の際も添付し、事業担当や庶務担当の双方による確認体制を強化するなど、適切な契約事務の徹底を図ることとした。</p>
総務厚生課	<p>契約の締結又は履行が適切でないものがある。</p>	<p>契約事務の執行に当たっては、それぞれの契約内容に対応した関係法令等を丁寧に確認し、その理解を深めるとともに、複数職員による確認を強化し、内部チェックが有効に機能するように改善を図った。</p>